

三上太郎

株式上場



著者 三上太郎 1939年生まれ。京都大学中退。大学生協勤務を経て、食品チェーン会社に就職。取締役として株式上場を担当。上場達成後に退社し、現在はリース会社に勤務。

かおしきじょうじょう
株式上場

みかみ たろう
三上太郎

© Taro Mikami 1990

1990年11月15日第1刷発行

1992年2月5日第6刷発行

発行者——野間佐和子

発行所——株式会社 講談社

東京都文京区音羽2-12-21 〒112-01

電話 編集部 (03) 5395-3509

販売部 (03) 5395-3626

製作部 (03) 5395-3615

Printed in Japan



講談社文庫

定価はカバーに
表示してあります

デザイン——菊地信義

製版——豊国印刷株式会社

印刷——豊国印刷株式会社

製本——加藤製本株式会社

落丁本・乱丁本は小社書籍製作部あてにお送りください。
送料は小社負担にてお取替えます。(庫)

ISBN4-06-184809-7



講談社文庫

株式上場

三上太郎

講談社

目次

疑われる十数日の空白 6

主幹事証券の思惑 23

「第三者割当増資」をめぐる 32

公認会計士のメンツ 66

ああ、単身赴任 76

もちあがった上場一年延期説 90

会社と幹事証券とのかけひき 117

役員会討議 172

厳しい財務局審査 211

ついに株式上場へ 256

株式上場手続きのポイント 293

あとかき 297

文庫版へのあとかき 301

解説 佐高 信 313

巻末資料 一九八〇年以降十年間の株式公開会社リスト 319

株式上場

疑われる十数日の空白

1

淀屋橋の交差点を西に渡った南側一帯は、通称「住友村」と呼ばれている。

その村の北はずれにあるビルの九階に、公認会計士事務所がある。

事務所を訪ねるたびに感じるのだが、何となしにただよう頼りなさである。

無防備に開かれていた扉には、公認会計士の名前が無造作に書き並べてあり、まるで構えた様子がないからなのかもしれない。

開け放たれた入口を入って、突き当りを右に折れると個室があり、その中ではもう一時間も前から、重苦しい打ち合わせが続いていた。

「取引所の形式論は」

今までの打ち合わせのゆき詰りを何とか切り開こうと、主幹事証券の引受課長が、あらためて現在までの問題点を整理してみせた。

「取引所のいう形式論はこうです。例の上場審査規程の中にある二年間の継続監査^注について、実

質的には十分理解しているといいながら、形式上、先生の事務所とお会社との契約締結日が二年未満の日付であることから、要件不備だと主張しています。

注 新規上場申請者は、上場申請日の直前事業年度の末日から起算して二年以前から継続して公認会計士又は監査法人の監査を受けていなければならないものとする——「有価証券上場規程及び取扱要領」による。

前の公認会計士が当然いるわけですが、悪いことに、前の公認会計士との契約書には契約年月日が記入されてなくて、形式的な疑いを持たれてもしようがない。

唯一の物的な証拠は、先生の事務所に切り替えた結果、前の公認会計士へのお金の支払い、つまり前の公認会計士と切れた日は支払書類で明白なんです。その日を正式な交替期日だとすると、今度は先生の事務所との契約日との間に十何日かの空白ができる。つまり形式上監査の継続性は、この十数日の間切れている。したがって基本的な問題として上場申請の資格要件を満たしていない、そう主張しているわけです。

この形式論が中心ですが、他にも二点ほどいってましてね。

第一点は、中間決算時の実地棚卸し立ち合いの件です。監査技術として別の方法があることをいいまでも、やはり実地の立ち合いの重要性を主張しています。第二点は、こうした公認会計士の先生方に関する問題を推理していくと、前期末、公認会計士のチェックを十分に受けたのかという、重大なところまで疑ってかからざるを得ない、というわけです。

以上三つに要約できます。繰り返しますが、すでに提出書類で実質的な部分は分っているんですが、その上で、今は形式上の問題点だけを突いてきている——そうまとめることができると思います」

ここまで冷静に分析して引受課長は、いったん黙りこんだ。そして上司である引受部長の方にチラツと視線を走らせてから続けた。

証券取引所のいう形式論理を論破する具体策は今のところ見当たらないのだが、この難局の打開こそが主幹事証券の力の見せどころであり、そのためには「上の方を使ってでも」全力を挙げて努力するつもりだと締めくくった。

あらためて整理してもらってもなく、その場にいる人々は問題点とその意味の重大さを熟知していた。だから具体的な解決方向については何一つ触れずに、引受課長が「上の方を使ってでも」と一般的に力んでみたって、聞いている方は相槌の打ちようもない。

やや白けてしまった空気を懸命に取り繕うように、ためらいがちに引受部長が口を開いた。

「先生、先生は取引所の理事長とは個人的にも親しいとお聞かしています。もしこのままで事務レベルの折衝が不調に終わった場合、つまり最悪の時には、いかがでしょうか。もちろん、当社としましては万全の努力はいたしますが、何とか局面打開のキツカケだけでも作っていただけないものでしょうか」

課長とは比較にならない深刻さで、引受部長が代表社員 of 公認会計士に聞いた。

取引所事務局の形式論理について苦虫を噛みつぶし、これまで一貫して事務当局者を「小僧」呼ばわりしてきた公認会計士が、重々しく口を開いた。

「基本的に、公認会計士がその責任において作成し、提出した監査証明について、事務局の若い者がとやかくいう筋合いはない。私としては、上の方がどうこういう問題としてじゃなく、真正面から論破していくつもりだよ。

だいたい君ね——、彼らは中味について何一つ分っていないんだよ。何のために公認会計士制度があり、監査証明を出すのか——、素人の彼らがとやかくいう筋合いはまったくないんだよ。時間的なことはともかく、まあ、私が責任を持って処理するから。

ところで三上君。私どもに関することが、これほど重要な局面にきているんだよ。忙しいんだろうけど、君んところの社長も一度挨拶ぐらいには見えたらどうかね。私どものやり方一つで、君んところの上場問題も、どう転ぶか分らない、そんな瀬戸際だと、君も思うだろう？」

突然、風向きが変わってきたのをみて、私は恐縮してまじめにいった。

「社長がご挨拶にお伺いします件は、さっそくスケジュールを調べまして——。ところで今の先生のお言葉ですが、会社にとりましては時間的な制約、つまり目標のスケジュールがありまして、ですから、取引所が形式論でくるのであれば、形式的な整理をすることが、今とりあえず必要ではないかと——」

代表社員の公認会計士が遮るよういった。

「しかしね、この種の問題は君の会社だけの問題じゃないんだよ。公認会計士制度に対する、いつてみれば無知からきてるとしかいいようのないことなんだから。とにかく、今のところは取引所事務局の出方を、しばらく見るしかないんじゃないかな。時間的にはロスだけだね」

それは、ついさっきまで論議してきた話の繰り返しにすぎなかった。

耐えかねたように、当社の次長が発言した。次長はごく最近入社したのであるが、前職が証券会社の引受関係の仕事であり、公認会計士の肩書きを持つ変り者である。

「客観的に見まして、取引所の主張はまったくの形式論であることは明白です。ですが、今重要なのは、その形式論の意味です。形式上の欠点を根拠にして何がしたいのか、だと思っんです。要するに『一年早い』『来年にしろ』といったくて、だけどそう直接にはいえないので、形式上の欠点ばかりをクローズアップしてきている、そう考えます。ですから、ここは形式上の問題点、つまり前任の公認会計士と、先生方の事務所との引き継ぎの有効性、専門家同士の職業上の問題として合理的に解決していただく——この方法での中央突破の可能性に賭ける——これ以外には考えられないと思いますが、どんなものでしょうか」

言葉使いには気を遣^{つか}つてはいたが、ずばり核心を突いた発言だった。

私が被^かせるように続ける。

「引受課長。このあたりは、御社のご指導に全面的に従ってきたわけですから、つまり前の公認会計士との円満な解決に一年分の料金を払い、新しい先生の事務所にも当然契約に従って所定料

金をお支払いしているわけですから、今次長が申した点については、専門的にご確認済みだと思
うんです。確か当時、引き継ぎその他必要な手続きは、抜かりなく済ませていただいたと課長ご
自身からお聞きした記憶がありますが、いかがなんでしょうか」

次長が追い打ちをかける。

「それと当然のことですが、その当時、取引所にもサウンドしていただいて、前例なり具体的な
注意事項なり、ご確認いただいているんでしょう？」

公認会計士が鋒先^{はこさき}をかわすように発言する。

「君らね、私どもは専門家だよ。引き継ぎといったって、何もしくなかつて分るんだよ」
ひるまずに次長が応じる。

「実質上の監査については、おっしゃる通りです。私も公認会計士の端^{はた}の方に名を連ねています
から、十分分っているつもりです。ですが取引所のいう形式上の問題については、当時のネゴシ
エーションの有無、そのニュアンスに懸^かつていられるわけでしょう」

引受部長がたまりかねて発言する。

「取引所とのネゴはやらなかったんだな？ 前例だけはある。そうだろう？ 課長、その辺をは
つきり申し上げなさい」

課長の発言を待たずに、次長がいう。

「会社名は？ 具体例の。上場直前で、なおかつ期の途中での公認会計士の交替。当社のような

そんな具体例ありますか？」

課長が低い声で答える。

「資料を取り寄せてはいないんです。東京で一例あった記憶があるんですが」
なおも次長が食い下る。

「その場合、監査証明のいただき方はどうだったんです？ 最初の決算期はお二人の先生の署名で、次の期は新しい先生だけ、か、その一年遅れの署名だったとか、具体的にどうだったんですか？」

「詳しい事情は、資料を取り寄せませんと——」

引受課長は曖昧にそういったきり、黙りこんでしまった。

これ以上の追及の不毛さを知っている出席者は、同じように黙りこんでしまう他になかった。煙草の煙のみがもうもうとたちこめていた。

2

外はいつのまにか雨であった。隣の銀行のビルが近づいて見えた。雨の空気の中で、窓一面の銀行の照明が明るすぎ、こちらの部屋の重苦しさとは対照的な情景であった。

ほんやりとそんな情景を眺めながら、再びやってきた沈黙の中で、次第に私はあせりはじめて

いた。

結局のところ、解決の方向は、会社が打ち出し、主体的に動き始める他にはないのだ。頃合いを見計らって、たまりかねたように、私が再び口を開いた。

「先生。誠に恐縮ですが、仮の話、取引所のいう形式論に合わせるとして、具体的にどんな方法があるのでしょうか。私の立場からは、とにかく日程最優先で、八方お願いしてまわる他ないんですが――」

あつさりと公認会計士が答える。

「取引所が示しているのは三つの案ですよ。一つ目は、問題の決算期の署名は前の公認会計士にお願いする案。二つ目は、共同署名にする案。三つ目は、今のままで押し切る方法。この案だと取引所の事務局は一年待てといつとるようだが」

事務的に私がいう。

「そこまで具体的に指示されてるのなら、いまさら考えることもないじゃないですか。三つ目は当然ありえないとすれば、いずれにしても、前の公認会計士にご無理申し上げる他に方法はないわけでしょう」

次長が解説風にいう。

「それほど簡単なら困らないんですよ。具体的にいいますと、問題の期の決算についての限定意見の案文がすでに取引所に提出されている。」

限定意見の内容は、任意償却、特別償却なんかの主に決算表示上の意見なんです、この限定意見の取り扱いが問題になりますね。はっきりいえば、提出済の案文のままだと、前の公認会計士は何しとったんだと——つまり監査水準のありようや実質的な監査を受けたのか——そんな問題に発展しかねない。

案文はドラフトだから変更は可能なんです、その場合、両方の先生方の折り合いをどう処理してゆくか、やはり専門家同士だと、はつきりいつてメンツ問題にもなりかねない。何らかの形で前に進めることができたとして、前の公認会計士との間で費用問題も発生する。難問続出が予想されますね」

私に解説する口調で、次長は先き行きの多難さを確認した。
「こまわず私がいい切る。」

「しかし今となつては、とにかくやりきる他ないでしょう。テクニカルに処理できるのなら、その可能性があるのなら、それこそ八方頭を下げてまわつてでも、やり遂げるのが私の責任です。その線でご協力いただけないでしょうか。料金問題などはこの際、たいした問題じゃないでしょう。話の筋からいえば、先生方の引き継ぎ不足が原因のようですから、この間の責任者である引受課長の方で善処していただいても済む問題だと思いますよ」

その時だった。

突然、主幹事証券の引受課長の顔が引きつった。そして意外で重大な言葉が飛び出していた。

「誰のお陰で上場できると思っとんのか!!」

偶然、私は引受課長を見ていた。発作のような時間がそこで切れた。急にスローモーションのテンポに変わった。彼はそこで急に口を閉ざした。感情の勢いだけが尾を引いて、声にならない言葉が、口元をもごもごさせていた。

あまりにも突然だったのと、予期もしなかった発言内容だったからか、誰もが虚脱したような奇妙な一瞬だった。

次長が咄嗟に切り返した。

「まだ上場できてないでしょうが——」

その時私は引受課長の発言の重みを実感していた。重みを噛み締めながら適切な言葉を探し始めた時、引受部長が遮った。

「課長、謝りなさい。そのいい方は何ですか。経過がどうあれ、仮にもお会社の人に向ってうべき言葉ではないでしょう。三上さん、すみません。彼も一生懸命やってきたもので、ついカッとなってしまうて」

まだ部長は弁解を続け、繰り返し謝っていたが、私はもう何も聞いていなかった。

あからさまに発言しない、お会社の人の前では、そんな表現はしないという約束事を、感情の方が忘れてしまったのだ。まぎれもなく引受課長は本音を吐いたのだ。

彼の発言が異常だと感じた私の正常な感覚こそが、異常だったのかもしれない。